

## 督促状・延滞金

国保税を納期限までに納付しなかった場合は、督促手数料や延滞金が発生します。

### 督促状

納期限内に納付がない場合に、納期限から20日以内に督促状を発送します。督促状が届いたら納付忘れがないかを確認し、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

※手数料・・・督促状1通につき100円

### 延滞金

納期内納付をした方との公平性を保つため、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年9.0%(ただし、納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間においては、年2.7%<sup>※1</sup>)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。

納付が遅くなればなるほど延滞金の金額は増えていきます。早めの納付をお願いします。

※1 近年の低金利により当分の間は、納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで期間については、特例基準割合<sup>※2</sup>+1%の加算となります。(特例基準割合)

※2 特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年度の前々年10月から9月までにおける平均に、1%を加算した割合。

### ○延滞金の計算方法

延滞金の計算式は次のように計算します。

$$\text{延滞金} = (\text{税額} \times \text{年}2.7\% \times A \div 365) + (\text{税額} \times \text{年}9.0\% \times B \div 365)$$

Aは納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの日数(特例基準割合分)

Bは納期限の翌日から1ヶ月を経過した日の翌日から、納付した日までの日数

### ○注意

- ・未納税額が2,000円未満の場合は、延滞金は発生しません。  
(一部を納税して、残りが2,000円未満になった場合は除きます。)
- ・未納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数全額を切り捨てて計算します。
- ・算出された延滞金額が1,000円未満の場合はその全額を切り捨て、また1,000円以上の場合で100円未満の端数があれば、その端数も切り捨てます。
- ・特例基準割合を用いて計算した場合に、計算結果に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。

## ○計算例

平成〇〇年度国民健康保険税 2期(納期限平成〇〇年7月31日) 課税額200,000円  
納付が平成〇〇年10月31日の場合

①8月1日から8月31日→31日間の延滞金(特例基準割合分)

$$200,000円 \times 2.7\% \times 31日 \div 365 = 458円 (1円未満切捨て)$$

②9月1日から10月31日→61日間の延滞金

$$200,000円 \times 9.0\% \times 61日 \div 365 = 3,008円$$

①+②=3,466円(100円未満切捨て)→3,400円

よって延滞金3,400円となります。

## 延滞金利率改正について

納期限までに税金などを納付されない場合の延滞金について、納税者の負担を軽減する観点から、平成29年1月1日より下記のとおり延滞金の利率が改正されました。

延滞金	現 行		改 正 後		
	本 則	特 例	本 則	特 例	29年中の利率
納期限1カ月以内	<b>7.3%</b>	<b>4.3%</b>	<b>7.3%</b>	特例基準割合(※)+1%	<b>2.7%</b>
納期限1カ月以降	<b>14.6%</b>	<b>なし</b>	<b>14.6%</b>	特例基準割合(※)+7.3%	<b>9.0%</b>

※財務大臣が告示する国内銀行の貸出約定平均金利の年平均(当該年の前々年10月から前年9月までの平均)に1.0%を加算した割合。